

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

上野原市長

上野原市規則第2号

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の通知等)

第2条 市長は、障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障

害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により指定を受けた指定特定相談支援事業者等は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
(指定の更新の通知等)

第3条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは、「第25条の26の6第3項」と、同項及び同条第2項中「指定」とあるのは、「指定の更新」と読み替えるものとする。

(廃止の届出等)

第4条 障害者総合支援法施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第1号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第5条 障害者総合支援法第51条の29第2項及び児童福祉法第24条の36の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、指定取消・停止通知書（様式第2号）により行うものとする。

(公示)

第6条 市長は、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者を指定、事業の廃止又は指定の取消し（以下「指定等」という。この条において同じ。）があった場合は、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の種類

(5) 指定等に係る事業の主たる対象者

(6) 事業所番号

(7) その他市長が別に定める事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

廃止・休止・再開届出書

上野原市長 宛

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者

障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 6 0 第 2 項及び第 3 項並びに児童福祉法施行規則第 2 5 条の 2 6 の 7 第 2 項及び第 3 項の規定により、
次のとおり事業を () 廃止・休止する () 再開した () 再開した
ので届け出ます。

	事業所番号												
廃止・休止・再開する事業所	名称												
	所在地												
廃止し、若しくは休止しようとする年月日又は再開した年月日	年 月 日												
廃止し、又は休止しようとする理由													
現に指定特定相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止し、又は休止しようとする場合のみ)													
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日												

注

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から 10 日以内に届け出てください。
- 3 廃止、休止の日の 1 月前までに届け出てください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

指 定 取 消 通 知 書
停 止

様

上野原市長



- () (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第51条の2第9第2項の規定による特定相談支援事業者) として
- () (児童福祉法第24条36の規定による指定障害児相談支援事業者)
- の指定を次のとおり () 取消 したので通知します。
- () 停止

事業所名又は施設名	
所在地	
代表者名	
取消（停止）年月日	
停止期間	
停止の範囲	
サービスの種類	
事業所番号	

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に上野原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、上野原市を被告として（訴訟において上野原市を代表するものは上野原市長となります。）処分の取消し訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。